（連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三十条　法第八十七条の二第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（法第八十七条の二第四項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十一条　法第八十七条の二第五項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　連合会は、法第八十七条の二第四項（法第八十七条の二第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ～ニ　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条　法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条　法第十七条の十五第二項（法第八十七条の三第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。）、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十　（略）

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該承認に係る国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の三第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあっては法第百一条第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面

（連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第三十条　法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（法第八十七条の三第四項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十一条　法第八十七条の三第五項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条　連合会は、法第八十七条の三第四項（法第八十七条の三第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　当該認可に係る認可対象会社（法第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ～ニ　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第八十七条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、法第八十七条の三第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第三十三条　法第八十七条の三第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条　法第十七条の十五第二項（法第八十七条の四第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十　（略）

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該承認に係る国内の会社（組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）に規定する特定事業会社である国内の会社、連合会にあっては法第八十七条の四第一項に規定する国内の会社、共済水産業協同組合連合会にあっては法第百条の四第一項に規定する国内の会社をいう。次号及び次条第一項において同じ。）の商号及び業務の内容を記載した書面